

法人 春 日 部

第 136 号

(平成20年10月号)



社団法人 春日部法人会 **19年10月 移転しました**
〒344-0062 春日部市柏塙東1-20-28 春日部市商工振興センター3階
TEL 048 (761) 3551 FAX 048 (752) 8244
<http://www17.ocn.ne.jp/~kasuhou/> 「春日部法人会」で検索



① 山門



② 掘 跡

みんなで回覧しましょう。

[わ が 町]

久 喜

「甘棠院」-かんとういん-

鎌倉幕府滅亡後、足利尊氏によって、1338年に室町幕府が開かれると、関東には鎌倉府がおかれて、尊氏の次男の基氏が鎌倉公方として関東の支配を開始しました。その後100年ほどを経て、鎌倉府と室町幕府の対立、鎌倉公方と管領・上杉氏との対立などの内紛のため、1455年、5代目鎌倉公方、足利成氏は鎌倉を追わされて古河に移り、古河公方と呼ばれるようになりました。

さらにその後、今度は2代目古河公方の足利政氏が、北条氏と組んだ息子高基に追われ、1519年、久喜の館に隠居させられたのです。その館がまもなく寺にあらためられ、甘棠院(かんとういん)となりました。戦国時代のまっただ中、日本中が下克上や戦乱で騒然としていた頃でした。この寺の周囲には今でもかつての堀の跡が残っています。隠居所とは言え、常に戦闘に備えた武家の館であった名残です。隠居した政氏は後に高貴と和解し、1531年、甘棠院で亡くなりました。甘棠院は臨済宗円覚寺派に属する禅寺です。

所在地 〒346-0005 久喜市本町7-2-18



税務署だより



着任のごあいさつ

春日部税務署長

石川 修

この度の人事異動により、春日部税務署長を拝命いたしました石川でございます。

社団法人春日部法人会の役員並びに会員の皆様方には日ごろから会の活動を通じまして円滑な税務行政の推進と健全な納税環境の醸成に多大なお力添えを賜り厚く御礼申し上げます。

貴会は、昭和59年に社団化されて以来、「良き経営者をめざすものの団体」として着実に発展を遂げられ、本年6月末では会員数5,475社と、埼玉県下でも有数な組織率を誇っておられます。

また、村田会長はじめ役員の皆様方が中心となり、法人会の基本理念の下、「税を考える週間」における『公開講座』を始めとする各種研修会・講演会の開催や、今年で13年目になる「花と緑いっぱい運動」を通じた社会貢献活動など様々な事業を積極的に展開され、税知識の普及や納税意識の向上、企業経営と地域社会の健全な発展に大きく寄与されておりましたことに、心より敬意を表する次第であります。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えておりまして、少子高齢化社会が急速に進展する中、経済取引は複雑化・国際化・高度情報化が拡大し、毎年の申告者数は大幅に増加するなど、質的にも量的にも厳しさを増して来ております。一方、公務員の定数については厳しい対応が求められております。

こうした中、「適正・公平な課税の実現」を使命とする私どもと致しましては、国民の皆様の理解と信頼が得られますよう、与えられた人的資源・物的資源を最大限に活用して的確に対応し、納税者の利便性向上と行政事務の一層の効率化に取り組んで行かなければなりません。

その取組みの柱となります、e-Taxの普及拡大については、本年度も国税の最重要課題として組織を挙げて更なる利便性向上のため各種施策を推し進めているところであります。

e-Taxの普及拡大は、一社でも多くの会員の方

に利用していただくことにより、我が国の経済社会のIT化がより一層加速され、社会全体がより大きなメリットを享受することになると思われます。e-Taxの普及拡大への取組みは、まさに企業経営と社会の発展に貢献するという法人会の理念にも合致するものと考えられます。

貴会におかれましても、その主旨を充分に理解され、e-Taxの普及拡大を会の重点目標の一つとし、積極的に取組んで来て頂いており、その結果として、役員の皆様及び主催する法人におけるe-Taxの利用割合はかなり高いものになっております。改めまして、皆様方の熱意あふれる取組みに深く感謝申し上げる次第であります。

本年度の事業計画においても、重点目標として、役員企業の開始届出書の提出割合を95%、利用割合を50%に、会員企業における利用割合を30%に目標を設定し、更なる普及拡大に向けた様々な取組みを実施することを取り入れていただき、大変心強く感じております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、国税のもう一つの施策としまして、税務署における窓口事務を今まで各部署や税目ごとに行っていたものを、今後、一つの窓口で一体的に処理する「内部事務の一元化」を、来年の夏ごろまでにすべての税務署において実施することを予定しております。

当署におきましては、他署にさきがけて2年前から実施しているところであります。改善すべき点などお気づきの点がありましたら、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

また、公益法人制度改革への対応については、会の予算等が制約される中において、役員の皆様方がいろいろ知恵を出し合って、公益性を高める努力をされているとお聞きしております。平成25年11月30日の移行期間満了の日までに公益認定を受けることができますよう、署としましても、でき得る限りの支援をさせていただきたいと思っております。

結びに、社団法人春日部法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝・ご繁栄を記念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

春日部税務署の定期異動の状況

7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。主な異動は、次のとおりです。

| | 《新任者》 | 《前任者》 |
|-------------------|------------------------|----------------------------|
| 署 長 | 石川 修 関東信越国税局管理課管理課長 | 有賀 茂夫 関東信越国税局査察部次長 |
| 副署長 (法人担当) | 中田 義直 関東信越国税局派遣監察官 | 横山 不二夫 国税庁監督評価官 |
| 副署長 (個人・資産担当) | 野田 高士 大阪国税局個人課税補佐 | 竹田勝哉 宇都宮税務署特別国税調査官(個人) |
| 副署長 (総務・管徴担当) | 山田 幸男 留 任 | |
| 特別国税調査官 (法人担当) | 鶴崎 和也 前橋税務署法人第1統括官 | 篠葉 由貴雄 浦和税務署特別国税調査官(法人) |
| 総務課長 | 桜井 昇 留 任 | |
| 法人課税第1統括官 | 原田 正男 留 任 | |
| 法人課税第2統括官 | 丸岡 茂樹 留 任 | |
| 法人課税第1上席調査官 | 中村 弘 栃木税務署法人1上席 | 野崎 宏 浦和税務署法人課税上席調査官 |

平成20年分の年末調整説明会開催のお知らせ

今年も年末調整を行っていただく時期となりました。

つきましては、年末調整説明会を下記のとおり開催しますので、ご都合のよい会場にお出かけください。

なお、説明会では「年末調整の仕方」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明しますので、税務署から源泉徴収義務者の方にお送りしていますこれらのパンフレットをお持ちいただくようお願いします。

| 開 催 日 | 開 始 時 間 | 開 催 場 所 |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 11月17日(月) | 10:00~12:00 | 久喜総合文化会館 小ホール |
| | 14:00~16:00 | |
| 11月18日(火) | 10:00~12:00 | 幸手市保健福祉総合センター(ウェルス幸手) |
| | 14:00~16:00 | |
| 11月19日(水) | 10:00~12:00 | 春日部市中央公民館 |
| | 14:00~16:00 | |
| 11月20日(木) | 10:00~12:00 | 岩槻本丸公民館 |
| | 14:00~16:00 | |

※会場の駐車場を利用される場合は、入口で「年末調整説明会に出席したい」旨、申し出てください。

※ご不明な点等ありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

お問い合わせ先：春日部税務署 法人課税第二部門 Tel. 048-733-2119 (直通)

e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前に是非ご覧ください。

「電子証明書」
利用可能な電子証明書等が分かります。

「推奨環境」
パソコンの推奨環境が分かります。

「よくある質問」
ご利用に当たっていただいた質問に答えています。

「ご利用時間」
利用可能時間や運転状況が分かります。

「お知らせ」
新しい機能の追加やご利用に当たっての留意点などが分かります。

「初期登録」
電子証明書の登録等の方法が分かります。

「開始届出」
開始届出書を提出することができます。

「マニュアルコーナー」
利用に当たっての各種マニュアルを用意しています。

(注)ホームページの画面は平成20年4月現在のものです。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

さらに便利で使いやすく!

イータックス

検索

e-Taxのご利用時間

〈作成時間〉申告等データの作成は、e-Taxソフト等により24時間・365日いつでも行うことができます。
 〈送信可能時間〉申告等データの送信は、祝日等を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時まで行うことができます。

※ ご利用時間については、メンテナンス作業等により変更する場合もありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。

税を考える週間

第3回 公開講座のお知らせ

■日時 平成20年11月19日(水) 午後3:30~5:00(受付開始 午後3:00)

■場所 春日部市民文化会館 小ホール 〒344-0062 埼玉県春日部市粕壁東2-5-61

入場無料

一般参加者歓迎!!
定員**300名**
(先着順)



- 主催 (社)春日部法人会 ■後援 大同生命保険(株)
- 協賛 春日部税務署管内税務行政協力会
関東信越理士会春日部支部/春日部納税貯蓄組合連合会
春日部青色申告連合会/春日部資産税協議会
春日部税会/春日部小売酒販組合
埼玉県酒造組合春日部支部/歴代国税モニター会

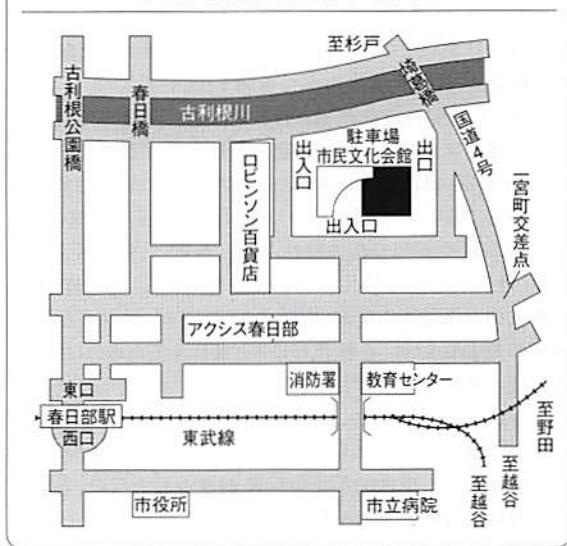
第1部 式典・挨拶

第2部 講演会「税を考える週間」署長講演

講師:春日部税務署長 石川 修氏

第3部 ジャズコンサート DSKバンド

市民文化会館案内図



今年もやります 法人会

「花と緑いっぱい運動」を展開



H19年11月17日 白岡町 味彩センターにて

自然と人間の関わりを考えよう!

「自然と人間の調和—環境共生へチャレンジ」をテーマに「花と緑いっぱい運動」として、そのイズムをアピールし、法人会のイメージアップキャンペーンを展開する。各種講演会等を公開。又 秋の各地産業祭で花の種、チラシ等を配布、自然を大切にするキャンペーンを展開。又「税を考える週間」行事も兼ね「税のマンガ」等を配布。講演会等でアピールするとともに、埼玉県の「緑のトラスト運動」への協力を進める。トラスト募金の実施。

| 支 部 | 実施年月日 | 催し名及び開催場所 |
|-----|-------------------|-----------------------------------|
| 春日部 | 10/18(土) 19(日) | かすかべ商工まつり ／春日部市大沼運動公園 |
| 岩 横 | 11/ 9(日) | 岩槻区民やまぶきまつり／岩槻文化公園 |
| 久 喜 | 10/19(日) | 第22回久喜市民祭り／久喜駅前(西口・東口) |
| 蓮 田 | 4/ 5(土) | 桜まつり／元荒川河川敷 |
| | 8/23(土) | はすだ市民まつり／蓮田市「のくば通り」 |
| | 12/ 6(土) | 町かどふれあい事業 産業祭 |
| 幸 手 | 10/19(日) | 幸手市民まつり／市内中央通り |
| 宮 代 | 10/26(日) | みやしろ産業祭／新しい村 |
| 白 岡 | 8/ 2(土) | 商工まつり／白岡町庁舎駐車場 |
| | 11/22(土) | 農業まつり／白岡味彩センター |
| 菖 蒲 | 11/ 3(月) | 産業祭／あやめ公園 |
| 栗 橋 | 11/16(日) | 商工まつり／栗橋やさしさ・ときめき祭 ／栗橋総合文化会館前庭 |
| 鷺 宮 | 11/18(土) | コスモスフェスタ ／商工祭／鷺宮町庁舎前駐車場 |
| 杉 戸 | 11/ 3(月) | 杉戸町産業祭／アグリパークゆめすぎと |
| | 8/30(土) | 庄和夏祭り／総合公園グランド |
| 庄 和 | 11/ 9(日) | 産業祭／総合公園グランド |
| 本 部 | 随 時 | 本部対応の税務講習会等 |

平成21年度 税制改正に関する提言

はじめに

最近の世界経済は、米国のサブプライムローン問題に始まる金融不安の中に置かれ、日本経済も試練の時を迎えている。原油、食料等の資源価格の高騰が、原料ばかりでなく製品価格の上昇を呼び、企業や消費者の負担増となり、経済活動の停滞をもたらしている。

日本では、2002年2月からの長期にわたる景気回復という中小企業には実感を伴わない景気判断が行われてきたが、むしろ現状では、景気後退傾向が一層強まっている。

一方、わが国の財政問題に目を転じると、財政赤字は先進国中最悪の状況にあり、歳出・歳入の抜本改革は緊急の課題になっている。特に先進国中、最速のスピードで少子高齢化社会が進んでおり、日本経済はかつての高度成長期で見られた成長による「受益の分配の時代」から、最近は、低成長期における「負担の分配の時代」に入ったと言われる。その理由は、老齢人口が増加する反面、勤労者世代人口が減少するため、現行の社会保障等、各種サービスを維持するためには、勤労者世代の負担は増加せざるを得ない状況にあるからである。

このように、国民の側に負担増を求めるならば、その見返りとして、国や地方自治体の側も極力経費の無駄を省く「聖城なき行財政改革」や抜本的な社会保障制度改革を行い、各種制度の透明性保持に全力をあげるべきである。

一方、税制面においてはもう一度原点に立ち戻り、公平・中立・簡素の観点から制度の再構築を行すべきである。最近、国際的にみて、日本経済の地盤沈下が言われているが、そうした現象を食い止めるためにも、経済活性化に資する税制、中小企業者等努力したものが報われる税制を早急に整備すべきである。

以上、会員の総意として、日本経済の活力維持、向上を主眼とする平成21年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

総 論

第一 経済社会のあるべき姿

すでに述べた通り、日本経済の先行きは予断を許さない。政府は2008年次経済財政報告の中で「試練の時を迎えている」と指摘。日本銀行は、国内景気について「原材料高を背景に設備投資や個人消費の伸びが鈍化するなど、さらに減速している」と分析している。景気の下振れは企業収益を悪化させるだけでなく、設備投資の慎重化、雇用者所得の伸び悩みなどを通じて、先行き実質GDP(国内総生産)にもマイナス影響を及ぼす恐れもある。

こうした状況を踏まえ、政府は国民に対して、わが国の将来展望や改革工程を早急に示し、国民に安心感を与えることが重要である。歳出・歳入の一體改革については、まずは行政経費の無駄を省く歳出改革を先行させ、そのためにあらゆる手段を講ずるべきである。

政府の経済財政諮問会議では、2011年度に基礎的財政収

支(プライマリーバランス)を黒字化する目標を掲げた。しかし、最近の経済成長の鈍化等から見通しを下方修正し、2011年度に3.9兆円の赤字(GDP比0.7)と改訂した。政府は2010年代半ばにかけて、債務残高のGDP比を安定的に引き下げるとしているが、その前提条件がすでに崩れており、中期の財政改革、歳出削減の具体策についてさらに明確な目標を示すべきである。

第二 行財政改革の推進と歳出削減

政府はすでに行財政改革推進法等関連法の中で、2010年度までに約33万人の一般公務員の5%削減、31特別会計の統廃合、公会計制度の整備、政府系金融機関改革を示し、実施に移している。さらに、特殊法人の整理合理化、独立行政法人改革等にも着手している。

しかし、その内容は民間企業の行っているリストラ策に比べ、あまりにも生ぬるい。これまでの実施状況をみると、特別会計改革、独立行政法人の見直し、公務員制度改革、給人件費改革について、抜本改革には程遠く、どこまで実現するのか不透明である。また、改革には国・地方の議員定数の削減、歳費の抑制が盛り込まれておらず、大いに不満が残る。とりわけ市町村合併にかかる地方議員・公務員の大幅削減、さらなる給与の見直しを強く求める。

地方自治体では、広域行政や市町村合併の強力な推進、さらに道州制に向けての具体策の検討など行政組織の簡素化・合理化等、より一層の行財政改革の推進が不可欠である。

第三 社会保障制度・国民負担のあり方

わが国は、急速な高齢化社会の到来で社会保障関係予算が急増し、同時に少子化の進展により、現役世代が高齢者を支えるという現行の年金等社会保障制度の維持が相当難しくなってきている。政府の見通しでは、今後、社会保障費の伸びが経済成長率を大きく上回ることが予想され、抜本的な制度改革を迫られている。当面の問題としては、平成21年度に基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げることが決まっており、その財源分として2兆3,000億円の手当が急務になっている。

こうした情勢を考慮すると、社会保障については、国民の納得できる制度の見直しが是非とも必要である。特に年金制度については、中高年層の不安、若者の制度に対する不信感を解消するため、保険料と税負担のあり方や世代間・世代内の受益と負担の公平性、中期のビジョンを明確にし、持続可能で安心できる制度づくりを急ぐべきである。また、保険料の企業負担は限界に来ており、これ以上の負担には耐えられないことを指摘したい。

社会保障費の増大は、歳出増を伴うことはある程度やむを得ないが、他の歳出を削減し、将来も財政赤字を含めた潜在的国民負担率を50%程度にとどめるべきである。

第四 国と地方のあり方

戦後の日本を支えてきた中央集権型システムが国・地方の経済発展に大きく貢献してきたことは事実だが、最近、そのシステムの生み出す非効率が目立ってきた。そこで現在は、地方がリストラを進めると同時に、国から地方への補助金の削減、地方交付税の改革、税源移譲の三位一体改革が進められている。

地方公共団体が、自己責任で、多様な住民のニーズに応じてキメの細かい行政の展開を行うことは必要不可欠な要素である。特に、国民が求めているのは、国と地方の役割分担を明確化する地方分権型システムの確立と歳出削減を中心とする行政の効率化である。このため、道州制の導入を含めて一層の改革推進を求める。

地方の歳入と歳出のかい離を調整するために設けられた地方交付税交付金については、受益と負担の関係が不明確で財政の肥大化を招く恐れがあるので、再検討すべきである。

第五 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という基本原則を踏まえるべきである。特に、国民に分かりやすい税制の構築という観点から、税制の簡素化が是非とも必要である。

政府は、日本経済のグローバル化や人口減少社会、中小企業の活性化等に対応した税制改革を明示すべきである。特に、地域経済の担い手である中小企業の繁栄なくして日本経済の再生はあり得ないとの観点から、税制改革にあたっては中小企業の活性化に資する税制、努力した者が報われる税制の確立を急ぐべきである。具体的には、法人税率(軽減税率を含む)の引き下げおよび事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

第六 租税教育の充実

税は国・地方が提供する公共サービスの財源である。したがって、税がなければ国や地方の各種サービスは機能しない。国民の納税義務は憲法でも定められている。21世紀の納税者は「税をきちんと支払い、その使い方を監視する人」にならなければならない。今後の行財政改革の推進にあたっては、国や地方が国民に対して実施状況を公表するなど納税者とともに進めていくことが求められる。そのための監査機能の充実も大切になる。

そこで、学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、眞の納税者(タックス・ペイヤー)意識を定着させる必要がある。

これからの税制改正は、納める側が納得したうえでの推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。

各論

第一 法人税制について

1.法人税の税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40.69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外資本の誘致等の目的から税制を優遇している国が多い。現

実に、近年、欧州・アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ等では実効税率が20%台にまで引き下げられており、アメリカでも引き下げが検討されている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外資本の国内への投資促進の観点から、法人税の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2.中小企業軽減税率の引き下げ

中小企業に適用される軽減税率については、適用所得が昭和56年以来800万円に据え置かれている。また、基本税率との格差が縮小してきている。現在の厳しい経営環境等を考慮して、軽減税率を22%から20%へ引き下げ、適用課税所得金額を1,500万円程度へ引き上げるべきである。

3.特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

この制度は、新会社法施行に伴う課税逃れの防止策として設けられ、平成19年度改正で適用除外となる基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられる緩和措置がとられた。しかし、この課税制度は中小企業に多大な影響を及ぼすだけではなく、その内容について、法人税・所得税という税制の根幹に関わる問題に抵触しており、制度そのものが合理性を欠いている。要件操作によって課税対象から外れることが可能であり、中小企業の間で新たな課税の不公平を生んでいる。申告手続きも複雑で、企業に負担と混乱をもたらしている。以上のような理由からこの制度については、即刻廃止を求める。

4.役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を發揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

5.交際費課税制度

平成18年度改正で、一人当たり5,000円以下の飲食費については交際費から除外された。また、資本金1億円以下の中小法人に認められる特例も引き続き存続している。交際費課税は創設当時(昭和29年)の資本蓄積を図るという政策目標は消失している。そこで、現行の損金算入限度額の引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模に関わらず一定の損金算入を求める。

6.同族会社の留保金課税

平成19年度改正で中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

7.電子申告

国税庁が平成16年6月から運用を開始した国税電子申告(e-Tax)は、最近増加傾向を示しているものの、利用水準はまだ

低い。平成20年度改正では、添付省略の対象書類の増加、電子納税の新たな納付手段の創設、納税証明書の電子申請による書面交付などの措置がとられた。さらに一層の利用促進を図るために、地方税の電子申告との一体化の検討、ネットバンキングの推進、法人、個人に対する恒久的な税額控除制度の創設などを求める。

8.その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたもののは廃止する一方、中小企業の技術革新など経済活性化に役立つ措置の新設を求める。配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不充分であり、欧州各国の制度（インビューション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

第二 個人所得税制について

1.所得税と住民税のあり方

所得税については、就業形態の多様化など経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観点から均等割のさらなる引き上げを求める。

2.各種控除制度の整理合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。人的控除については累次の改正で複雑化しているため、整理、合理化が必要である。将来は、基本的な人的控除に集約し、勤労学生控除等、特別な人的控除は縮減または廃止すべきである。

給与所得控除については、制度本来の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大とあわせて見直す必要がある。

3.少子化対策

人口減少社会に突入したわが国にとって、少子化対策は国が基本政策として取り組むべき重要な課題である。少子化対策は、保育所の充実など本来は社会政策による施策の充実が重要であるが、一方で税制面での配慮が必要となる。例えば、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。特に、税額控除については、一定額の税額控除を行い、控除しきれない額は社会保障給付費として還付する、いわゆる給付付き税額控除の導入を検討すべきである。また、フランスで実施されているN分N乗方式の導入も積極的に検討すべきである。

4.金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の経済取引に適合しているとはいえない状況にある。このため、統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体課税などが望ましい。経済活性化の観点からも金融所得の一体課税は実施すべきである。

5.納税者番号制度

納税者番号制度は、資産移動の把握あるいは医療、年金

等個人情報管理等との関連で導入すべきだと意見がある。さしあたり、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護を含めたセキュリティ確保のための措置などの前提条件を明確にしたうえで、導入に向け検討すべきである。

第三 相続税制について

1.相続税、贈与税

現行の相続税は、法定相続分課税方式といわれ、昭和33年以来、50年間施行されてきた。しかし、平成20年度改正で、新しい事業承継税制の創設がうたわれ、同時にこれにあわせて相続税の課税方式を個人単位の遺産取得課税方式へ移行することが明記された。具体的には平成21年度改正で見直されるが、新たな課税方式への移行のため、税率構造、基礎控除、非課税・軽減措置などについて大幅な見直しが予想される。

わが国の相続税の負担率は、欧米主要国とほぼ同じ水準であり、改正後も現行水準を維持し、これ以上の課税強化とならないよう求められる。また、中小企業の事業承継とも関連するので、事業承継に充分な配慮を求める。

2.相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度は、当初のねらい通りに有効活用されている。平成19年度改正では年齢制限が60歳に引き下げられたほか、非課税枠が500万円上乗せされ3,000万円とする取引相場のない株式等に係る特例が創設された。この制度は事業承継にも役立つため、非課税枠の一層の拡大と年数等適用条件の緩和などが必要である。

第四 事業承継税制について

わが国の中小企業は、地域経済の活性化や雇用にも大きく貢献している。その中小企業が、相続税負担が主たる原因で、事業承継ができなくなるとすると、地域経済はもとより日本経済にとっても大きな損失である。こうした状況を踏まえ、法人会では長年にわたり欧米並みの「事業承継税制の確立」を訴え続けてきたところである。

事業承継税制について、欧米諸国の実情をみると、相続税体系は多様であるが、事業承継税制を優先させるとの考え方で一致している。さらに、各種特例や優遇措置が整備され、利用しやすい制度になっている。

わが国では、平成20年度税制改正で、事業後継者を対象にした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設がうたわれ、平成21年度税制改正で措置されることになった。しかし、欧米の制度に比べると内容、要件等が不充分であり、とても本格的な事業承継税制と呼べるものではない。

特に、自社株の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度については、①中小企業基本法で定める中小企業であること、②相続人は、会社の代表者であり、同族関係者とで発行済株式総数の50%超を保有かつ同族内で筆頭株主である場合に限られる、③5年間、雇用の8割以上を正規社員として維持しなければならない、④株式を実質的に処分できない等、厳しい適用条件が課されている。このため、事業承継の対象は限定的なものにならざるを得ず、要件の緩和や是正

は是非とも必要である。

第五 消費税制について

1.消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めるものであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、近い将来、消費税率を引き上げざるを得ないと認識する。ただし、それ以前に行財政改革の徹底、歳出の削減などを行るべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることはいうまでもない。

また、消費税を福祉目的税にすることについては、財政の硬直化を招くので、避けるべきである。しかし、現在、消費税が年金、介護など社会保障の財源に充てられているので、今後消費税率を上げる際には、段階的に行うとともに、社会保障支出と負担の関連を明確化して、国民の理解を得る必要がある。

2.仕入税額控除の適正化

中小企業が対象となる免税点、簡易課税制度については大幅な是正措置がとられた。しかし、大企業が恩恵を受ける課税売上割合が95%以上の場合、仕入れ額の全額控除が認められている。事務処理が確立されている大企業については、この措置を不適用すべきである。

3.滞納防止

消費税は本来預り金的性格を持つ税金であるため、滞納防止策として中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面で一層充実した対策が望まれる。

第六 地方税制の見直しについて

1.固定資産税の軽減

固定資産税については、商業地を中心に実効税率が上昇を続け、都市部において重税感が高まっている。そこで、都市計画税とあわせて制度の見直しと負担軽減を求める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるように求める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設けるべきである。

居住用家屋については、再建築価格方式ではなく、家屋の経過年数に応じた評価方法に改めるべきである。

土地の評価体制については、国土交通省、総務省、国税庁が各省庁の目的に応じた評価を行っているが、行政の効率化的観点から評価体制の一元化を行うべきである。

2.事業所税の廃止

事業所税は固定資産との二重課税的な性格を持っている。また、最近、市町村合併の推進で課税対象が拡大している。このため、速やかに廃止すべきである。

3.申告納税の合理化

行財政改革、納税者利便性等の観点から国税と課税対象を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税について、地方消費税の執行をモデルとして、納税手続きの一層の合理化を図る必要がある。

4.超過課税・法定外目的税

市町村民税の超過課税は主として法人を対象に行っており、

その課税目的は必ずしも明らかでない。課税の公平原則にも反するもので、速やかに廃止すべきである。

また、法定外目的税については、環境対策から導入される事例が多いが、独自課税の実施にあたっては、税の公平、中立の観点から法人企業に対する安易な課税は避けるべきである。

第七 環境税制について

環境問題については、7月の北海道洞爺湖サミットでも取り上げられ、地球規模の問題となっている。法人会としても早い時期からこの問題に取り組んでいる。しかし、税制上の対応策については、まだ政府内で結論が出ていない。このため、今後は国内外の議論の行方を注視し、税財源や用途、国・地方の役割、石油税等既存の税制との調整等、幅広い観点から検討し、国民の合意形成に努めるべきである。

【付記=個別事項】

別に取りまとめた個別事項についても、速やかに所要の改正を行うよう特に付記する。

<税制改正に関するスローガン>

待ったなし。

国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を!

税制の抜本的改革により、

経済社会に活力を!

企業の活力発揮、競争力強化のため、

法人税率の引き下げを!

所得税・住民税を抜本的に見直し、

簡素で公平な税制の実現を!

中小企業の重要性を認識し、

欧米並みの事業承継税制の確立を!

消費税率を引き上げる前に、

行財政改革の徹底と歳出の見直しを!

固定資産税の課税方式を抜本的に見直し、

税負担の適正化を!

少子化対策は重要な課題、

税制も含め総合的な施策を!

○ 決算期別税務講習会の開催!!

6月・7月・8月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ 平成20年度版』及び税務署資料等を使い、講師は春日部税務署中村上席調査官と税理士中原信子先生にお願いしました。

春日部税務署
法人課税第一部門
中村上席調査官
春日部及び
岩槻会場にて



日時・会場等

| 月 日 | 時 間 | 講 習 会 場 |
|-----------|-----------|-----------|
| 7月23日(水) | 午前10時～12時 | 春日部市民文化会館 |
| 7月23日(水) | 午後2時～4時 | 岩槻本丸公民館 |
| 7月24日(木) | 午後2時～4時 | 久喜総合文化会館 |
| 10月21日(火) | 午後2時～4時 | 春日部市民文化会館 |
| 10月22日(水) | 午後2時～4時 | 岩槻本丸公民館 |
| 10月23日(木) | 午後2時～4時 | 久喜総合文化会館 |

月開催予定



中原信子先生
久喜会場にて

○ 新設法人説明会開催

平成20年9月11日(木)午後1:30～ 久喜総合文化会館

平成20年9月18日(金)午前9:30～ 春日部市民文化会館

平成20年1月～平成20年6月に設立された法人を対象に、法人税・消費税・源泉所得税他について説明会を開催した。

法人会で作成したテキスト「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方にお願いした。



春日部税務署法人課税第一部門
中村上席調査官
(久喜会場にて)



鈴木淳一先生
(久喜会場にて)



吉田俊弘先生
(春日部会場にて)

電子機器部品製造
有限会社 たからや加藤製作所
代表取締役 加藤久雄

南埼玉群菖蒲町三箇1239 TEL.0480-85-0334 FAX.0480-85-2138

公益法人制度が抜本的に変わります！

- 明治29年の民法制定以来続いてきた主務官庁制を廃止し、内閣府に置かれる公益認定等委員会が中心となって一元的に公益性の判断、監督を行う制度に抜本的に変わります。
- これまでには、法人の設立と運営のための要件は各主務官庁の裁量権に委ねられており、ばらつきがありました、これを分離し、登記のみで法人が設立できる制度（一般社団法人・一般財団法人制度）を創設し、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、公益認定を受けて公益社団法人とすることができます。
- 新制度の施行は平成20年12月1日です。
- 現行公益法人から新制度での法人への移行期間は5年間（平成25年11月30日まで）設けられていますが、全国の各法人会は公益認定を得て、公益社団法人となる為の努力をすることとしました。
- 当春日部法人会でも9月9日の理事会で「公益認定を目指すことの決議」を致しました。

改 革 の 概 要

（現行公益法人制度）

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)

(社団法人・財団法人)

法 人の 設 立

主務官庁の許可が必要



公 益 性 の 判 断

主務官庁が自由に判断できる

（新 制 度）

◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)

(一般社団法人・一般財団法人)

法 人の 設 立

登記のみで設立

(公益社団法人・公益財団法人)

公 益 性 の 判 断

一般社団法人・一般財団法人のうち希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認定

・統一的な判断　・明確な基準を法定

土地境界調査・測量・登記事務

(有)関永測量事務所

〒345-0816 南埼玉郡宮代町字金原148番地
TEL 0480-33-1814 FAX 0480-35-2627



理事会開催

平成20年9月9日(火)
於:春日部市大樓会議室



石川署長挨拶

当社は村田会長挨拶のあと、春日部税務署 石川署長にご挨拶を頂戴し、以下の議題を審議の上可決した。

- ①社会貢献運動「花と緑いっぱい運動」について
- ②法人会の集いについて(H20.10.15予定)
- ③公益法人制度改革について

7月の春日部税務署の定期異動により、署長以下幹部職員が異動となった後の初めての理事会であり、各役員との初交流会となった。

セミナー開催

<(社)春日部法人会・(社)行田法人会共催>

基礎から学ぶ! 経理入門セミナー

平成20年8月26日(火) 13:30~17:00 於:久喜市商工会館

「利益なき経営に成長なし」と言われる今日、金融機関も「利益のない企業に融資は出来ない」といいます。企業の安定成長は利益確保と円滑な資金繰りにあるといえます。自社の経営実態を把握し経営分析・経営改善を実践する上で、簿記知識・会計知識の必要性はますます高まっています。

本セミナーでは「難解」と言われる経理について入門編として基礎をじっくり講義しました。参加者は長時間であったが熱心に受講されていました。

講師紹介

公認会計士 とうどう 経営コンサルタント ゆうじろう 藤堂 雄次郎氏

明治大学商学部を卒業後(株)駿台コンサルティングセンターに経営コンサルタントとして勤務。取締役経営診断部長、事務局長を歴任。昭和43年公認会計士藤堂雄次郎事務所、藤堂経営研究室を開設、主宰する。製造業、建設業、卸売業の10数社の監査役・顧問を務める一方、日本工商会議所、全国法人会連合会、全国商工会連合会の登録講師、社団法人全国ボランタリーチェーン協会の講師として経営、税務、財務の指導に従事する。

著書として「一日でわかる経理術」「決算書の読み方と自己診断」「商店の販売革新」「財務分析---総合判定事例集」などがある。



カリキュラム

1. 経理はわかりにくい?
経理をマスターする為に覚える事とは
2. 経理の実務的な流れ
取引・仕訳・転記・試算表とは
3. 「決算書」とはどんなもの?
貸借対照表・損益計算表の基本構造と勘定科目的解説
4. 仕訳とはなにか?
取引の二面性と仕訳のルール
多く発生する取引のパターン
仕訳のための伝票

青年部会 新規研修事業「ミニセミナー」

「事業承継と相続」に関するよもやま話

～なんでも聞いてしまおう ここだけの話～

講師 島津悟氏(大同生命保(株)研修部長)

青年部会では、部会活動の活性化とそのメリットについてのアンケートを実施いたしました。その結果「セミナー」「情報交換」「懇親」をキーワードとしたニーズに対応できる新規事業を企画しました。

多岐にわたるニーズに対応する為「小さな規模で数多く」行うこととし、ミニセミナー&放課後クラブを今年度より合計4回開催する予定です。第一回目を春日部支部が主管として8月2日に上記ミニセミナーを開催しました。

平成20年8月2日(土)
於:春日部商工振興センター「アクシス春日部」



県税からのお知らせ

地方法人特別税(国税)が創設されました。

平成20年度の税制改正により、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。

法人事業税の所得割・収入割の税率が引き下げられ、その引き下げ分が地方法人特別税となります。この改正で各法人の法人事業税と地方法人特別税とを合わせた税額は、増えません。

○いつから適用になりますか?

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

○対象となる法人は?

法人事業税を申告納付する法人が対象です。

法人事業税と併せて各県税事務所に申告納付してください。

地方法人特別税について詳しくは、

県税務課 (TEL 048-830-2657 FAX 048-830-4737)へお問い合わせください。

政府指定倉庫・一般営業倉庫・低温倉庫一部冷蔵有

寿倉庫株式会社

本 社 久喜市中央2丁目4-7 TEL (0480) 21-0750 FAX 22-6909
清久倉庫 久喜市下清久285-1 TEL (0480) 23-7070 FAX 23-7677

青年部会】第17回青年の集い「岩槻大会」

平成20年9月12日(金)午後4時
於:岩槻本丸公民館&さいたま市民会館いわつき

第一部 研修会

於:岩槻本丸公民館

「2030年の日本～そのあり方を考える～」

講師 医学博士・弁護士 古川俊治氏

同氏は地元岩槻出身で、青年部会の会員でもあり、忙しい日程の中を駆けつけて頂いた。そして、劇的に変化する世界経済の中で、約20年後の日本のあり方と今後の対応について語られた。

世界市場の一体化、フラット化、新興国の成長、エネルギー・穀物需要の増大の中で、世界経済における日本経済の規模は低下してきており、今後も続くとの見通しを示された。さらに日本経済が若がえる為には、人材、技術、ノウハウ等の「知的資本」や環境・エネルギー技術、金融資産等を活かす開放的な経済システムをつくる必要を説かれた。

講師
古川俊治氏



青年の集い「岩槻大会」

田口部会長
挨拶



第二部 青年の集い 於:岩槻本丸公民館

来賓に春日部税務署より中田副署長、原田第一統括官、春日部法人会より、荒木副会長他多数をお迎えした。

式典は開会の辞・歓迎の辞・青年部会長挨拶・社会貢献運動発表・来賓祝辞・来賓紹介を行い、次回第18回大会は白岡大会とする旨、折原白岡支部部会長が表明し多数の参加を呼びかけた。



来賓席

大会趣旨

社団法人春日部法人会青年部会は、良き経営者を目指す者の団体として、会員相互の自己啓発を図るために、社会・経済や福利厚生、税制活動等について研修会を開催しています。また、会員相互の親睦を図るために、年に一度大会を開催し、春日部税務署管内12支部の青年部会員が集うものであります。

本大会は各支部が交代して大会の主管を経験するものであり、これにより支部の結束がより堅固なものになります。大変有意義な企画として青年部会の草創期より継続して開催しております。



歓迎の辞
川崎岩槻支部部会長



社会貢献運動について
小林社会貢献特別委員長



春日部税務署 中田副署長



荒木副会長



次期開催地発表
折原白岡支部部会長

第三部 懇親会

田口部会長の挨拶、多ヶ谷岩槻支部初代部会長に乾杯をお願いし、盛大な懇親会となった。アトラクションはbingoゲームを行ない緑のトラスト運動への寄付金を呼びかけ部会の交流を深めた。今回も緑のトラスト募金を募り、34,103円の募金が集まった。

女性部会 新規研修事業「ご当地巡り」

女性部会の事業を再編成し「地元を知ろう」との企画で12支部を順次巡ることになりました。



橋本部会長挨拶

第1回目は菖蒲町とし、同町の「あやめ・ラ

ベンダーの里」としての町おこしを体験することとなりました。

同町役場周辺の「菖蒲城趾あやめ園」や「ラベンダー堤」ではブルーフェスティバルを開催し大変な賑わいを見せています。

①女性部会約80名があやめ会館に集合し、ラベンダーバンドルの作成講座を研修

②ラベンダーの里を見学

ラベンダーの良い香りに酔った1日でした。

平成20年6月23日(月)午後12:30～
於:あやめ会館(菖蒲町)

ラベンダーバンドル作成教室
& ラベンダー苑散策(菖蒲町庁舎前)



ラベンダーバンドルズ作成の説明



女性部会 親睦事業

ティーコンサート「うたごえ広場」

平成20年9月16日(火) PM2:00～4:30

於:春日部エミナース

本年度の女性部会の親睦事業として4回目のティーコンサートを開催した。地元で気軽に楽しめる事業をとの企画で、前回に続き「うたごえ広場」とし、皆で参加する事業にしました。

当日は来賓に春日部税務署 中田副署長、原田第一統括官、中村上席をお招きし、部会員他約90名が集いました。

見坂親睦副委員長の司会により、橋本部会長挨拶、中田副署長にご挨拶と卓話を頂き、「松永健氏」の紹介があり、準備運動の後ピアノの回りに集合し、合唱をしました。お茶とケーキ・クッキー等を楽しみ、合唱により連帯感を深めた時間となりました。



中田副署長卓話



橋本部会長挨拶



講師 松永 健氏

プロフィール

- ・1943年9月生まれ(埼玉県加須市)
- ・東京理科大学工学部建築学科卒
- ・埼玉県土木部建築課に勤務し、20年間建築行政を担当。
- その後埼玉県立加須青年の家に転勤、施設管理及び社会教育等を担当。退職後はカルチャーインストラクターとして独立。
- ・現在、一般成人を対象に絵画(鉛筆淡彩画経験48年、個展25回開催)、音楽(合唱指導ピアノ伴奏経験40年)、囲碁(アマ6段、碁歴42年)を指導している。(埼玉県加須市在住)



ピアノを囲んで合唱

○ 支部だより

久喜支部
女性部会
ガーデニング教室
平成20年7月9日(水)



春日部支部
女性部会県外研修会
平成20年9月10日(水)



栗橋支部

栗橋支部総会
平成20年7月6日(日)



杉戸支部

税務研修会
講師:春日部税務署法人課税
原田第一統括官
中村上席調査官
内容:①税制改正について
②税務調査のポイント
平成20年9月3日(水)



庄和支部
庄和夏まつり
平成20年8月30日(土)



白岡支部

白岡まつり

「花と緑いっぱい運動」展開
平成20年8月2日(土)

青年部会15周年記念一泊研修会

於 鬼怒川温泉 研修内容「裁判員制度について」
平成20年9月15日(月)



蓮田支部



蓮田まつり
「花と緑いっぱい運動」展開
平成20年8月23日(土)

住宅設備機器の販売
住まいの総合リフォーム

快適なキッチン、浴室、トイレ等の
御相談を受付致しております。

東彩ガス
指定工事店

(株)明治住設



〒344-0062 春日部市柏壁東4-8-47 TEL (048) 752-3065 FAX (048) 752-7562

想うがまま

昨今の物価上昇を考える

蓮田支部

埼玉県信用金庫蓮田支店

支店長 関本武司



日本列島でも値上げ台風が猛威を振るっている。たまに近所のスーパーマーケットに出掛けてみても、パン・牛乳・卵・スパゲティ・ビールなど食料品を中心に値上げ、値上げの大嵐である。また、ガソリン・灯油・ガス・電気などのエネルギー価格に至っては、どこまで価格が上昇するのか全く予断を許さない状況である。

足元の物価上昇は、この食料品とエネルギー価格の上昇によってそのほとんどが説明つくようだが、今局面の物価上昇の主犯である原油価格の高騰は構造的な問題であり、原油先物市場の規制強化やドル

安是正などの対応策や世界的な景気減速などから一時的な価格調整は考えられるものの、その価格はピークアウト後も暫く高止まりする可能性が高いように思える。なぜなら、原油の供給側は、これまで原油価格を一定範囲に維持するため、増産に係わる設備投資に積極的でなかった一方で、需要側は新興国の台頭で需要量が急拡大しており、基本的には需給がタイトな状態が早期に解消できるとは考えにくいからである。

今回の物価上昇が単に個人消費の抑制をもたらすだけでなく、原油価格の高騰が環境問題と結びつき代替エネルギー転換への強い刺激となり、関連する自動車・電機など多くの産業に技術革新をもたらすことにより、新たな産業や市場が我々の想像を遥かに超える速さで創出されることを大いに期待したい。日本経済の更なる発展のチャンスである。

山形うまいもの紀行

栗橋支部

(株)仁井田備設

仁井田 正一



山形県へは、毎年と言わぬいが、けっこう出掛けています。理由は、おいしい物がたくさん有り、その値段が安いからです。その中の一部を紹介したいと思います。

まずは東根のさくらんぼです。私は6月15~20日頃に行きます。1200円で食べ放題です。朝早く(午前八時ごろ)に行くと熟したあまいさくらんぼがいっぱい食べられます。また8月になると、天童市の周りでもものが食べられます。いろいろな種類のももが600円で食べ放題で、ぶどう狩りも500~600円で出来、家族づれには最適です。

次に、山形と言えば米沢牛はおいしいのですが、私は、あえて日本海の魚を取り上げます。酒田などはとても安く新鮮な魚が手に入ります。その中

でも、酒田から船で1時間30分の所にある飛島という小島は、スルメイカとメバルが毎日の食事になります。イカは小ぶりですが、甘みが強く味は最高です。また、メバルは煮物、焼物、刺身といろいろ料理してくれるので、魚好きにはたまりません。この島では100円で釣りザオとエサが借りられるので、子供もおとなも一日遊んでいられます。けっこう釣れるので、楽しいですよ。

最後に、遊佐町から象潟町に掛けての地域で取れる岩ガキです。鳥海山の雪どけ水で育った極上の岩ガキですが、一個200円程度で非常に安く食べられます。とてもクリーミーで私の家族は、みんな大好きで、毎年夏になるととても楽しみにしています。

この他にも、ラーメン(米沢ラーメン、酒田ラーメン)や鶴岡のだだちゃ豆、村山のそばとおいしいものがまだたくさん有ります。みなさんもおいしいものを探しに出掛けみてください。きっと楽しいと思いますよ。

魅力あふれる地域社会を創造する



株式会社 塩崎テクノブレイン
SHIOZAKI TECHNO BRAIN

代表取締役 塩崎 徹

■本社 久喜市本町4-5-37 TEL(0480)22-7891 FAX(0480)22-1212 IP(050)3386-5308

E-mail:stb@shiozaki-tb.com URL:<http://stb@shiozaki-tb.com>

■支店 さいたま・中部・関西

■営業所 奈良・滋賀・兵庫

社会に貢献できる

『建設コンサルティング』を
提供してまいります

想うがまま

色即是空(ジェット)機

久喜支部 株式会社 エル・サイトウ
齋藤 恵

仏教の「般若心経」でおなじみの「色即是空」という漢字を、「ジェット」などと読むはずではなく、これは完全な当て字なのですが、これまでに私が出会った面白い当て字の筆頭に挙げたいくらい、よく出来たものだと思います。色即是空機 = ジェット機などという途方もない当て字を考え出したのは、今は亡き作家の深沢七郎氏(1914~1987)です。

氏につきましては、たいへん著名な作家ですので、私が紹介するまでもないと存じますが、小説、「橋山節考」や「風流夢譚」などで知られた風変わりな人物です。(まあ、作家はたいてい風変わりではありますか・・・)

ちなみに、この作家が晩年「ラブミー牧場」と称して引きこもった農園は、菖蒲町にありましたので、この方は地域的に、私達とも何かのご縁があるようと思われます。

深沢氏は、飛行機がいかに恐ろしいものかということを言わんがために、こんな当て字を言い出したらしいのですが、さすがに感性豊かな作家だと思います。

「色即是空機」は、なんでも海外の文学賞を受賞した際に、受賞式典に出席すると言いながら、ついに飛行機が怖くて、すっぽかしてしまった言い訳に書いたエッセイのタイトルなのだそうです。

それは、1960年代の後半のこと、当時、安部公房氏と並んで海外で有名であった氏の出版物の印税が、日本と国交がなかった地域からは送金できず、当時の日本円で一千万円くらいになっていた印税を賞金という形で支払うからと言われたのだそうです。

飛行機は怖いけれど、当時の一千万円と言えば、ひと財産だったはずです。(今だってそうですよね。) この金額を聞いて心が揺れに揺れて、大決心の末、行きますと言ってしまったらしいのです。このあたりの、俗人ぶりがまたほほえましく思われます。

ところが、羽田空港(当時はまだ成田空港は開港していないかったのです)まで行ったところで行方不明になり、一週間ほどしてから、菖蒲町のラブミー牧場に戻ったという事件でした。

たしかに飛行機は乗ってしまったら、もう気のつけようがありません。まさに運を天におまかせして、諦めの境地に入るしかありません。

色即是空機。なるほど、まったくよく出来た当て字だと思います。色即是空、空即是色。「般若心経」によるまでもなく、これは世の中のあらゆる事物の本質です。ところで、一千万円はどうなったのですか? さすがに氏らしく、受け取る権利をきちんと放棄したそうです。ご参考までに。



イワタク

タクシーのご用命は
★24時間営業★

ム・セ・ン

048-758-6000

《厚生委員会だより》

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

ご存知ですか?
社長の保障には**適正額**があることを。

多すぎても無駄ですし、少なすぎても、いざというとき困ります。

$$\text{標準保障額} = \text{企業防衛のための資金} + \text{家族を守るための資金}$$

安心の企業経営のために、無料で算定いたします。

標準保障額算定キャンペーン実施中!!

※標準補償額の算定については、担当者へお申し付け下さい。

II AIU保険会社

さいたまISオフィス TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

多大な地震災害に対する備えは万全ですか?

火災保険&自信保険のご案内
(法人会会員専用)

AIU地震対策プランの特徴

- ①法人会会員のみ簡易料率!
- ②商工物件にも地震保険が付保できる!
- ③専門家による建物・設備・機会の評価サービスがご利用になります。



- ここ5年間、保険金額の見直しをした事がない
- 機会、什器・備品は薄価で付いている
- 更改の際、保険の内容・新商品の説明を受けた事がない
- 増改築したが、面積・構造・保険金額を見直していない
- 会社の事業が変わったが、保険は昔のままで付いている
- 金融機関に言われたまま付いている

III アメリカンファミリー生命保険会社

越谷支社 TEL.048-985-6264 FAX.048-985-6284
埼玉支社 TEL.048-645-0861 FAX.048-645-1380

「上皮内新生物は治る」

最近、子宮頸部では、子宮がん検診や新しい細胞診の確立によって『上皮内新生物』とか『扁平上皮内病変』といった診断が増えてきています。これは、従来『上皮内がん(0期がん)』とか『高度異型症』とよばれたものが含まれます。上皮内という言葉が表しているように、病変が子宮頸部の表面を覆う上皮だけに存在しているもので、その下層にある基底膜を破って浸潤していないので、本当の意味でのがん、すなわち浸

潤がんには至っていない『前がん病変』といつていよいものです。

従って上皮内新生物は発見されれば治療は容易で、怖くはありません。これらの病変には、冷凍療法やレーザー療法などの、主に開腹しない治療が行われます。手術では妊娠を希望しない場合には子宮を摘出することもありますが、妊娠を希望する場合には子宮機能を温存する円錐切除術が行われます。どの治療法でも、この段階であれば100%の治癒が期待されます。



法人会のご案内

会員
募集中



税の啓発・租税教育活動を行っています。

税の大切さを理解してもらうために、新成人や学生などの若者を対象に成人式や卒業式で、マンガ本を配布しています。

また、各地の法人会では毎年11月11日～17日の「税を考える週間」に様々なイベントを行うほか、法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な税の啓発・租税教育活動を展開しています。

法人会の組織

会員企業 110万社

単位法人会(単位会) 442法人会

県法人会連合会(県連) 41都道県連

全国法人会総連合(全法連)

法人会の基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します

めざします。
企業の繁栄と社会への貢献

公平で健全な税制の実現のため
経営者の声を政府等へアピールしています。

少子高齢化、国際化が進む今後の経済社会を見据え、また会員の意見・要望を反映しながら、税のあるべき姿を検討し、税制改正に関する提言をまとめ、政府や国会並びに地方自治体に提言活動を行っています。その結果、近年では、法人税率の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に大きな成果をあげています。

地域社会のお役に立っています。

企業も地域社会の一員として、その維持・発展に進んで貢献すべき時代を迎えています。

法人会では、企業のこれらの活動を支援しながら、環境美化や老人ホームの慰問などのボランティア、被災地への募金活動など多様な社会貢献活動に取り組んでいます。

会員企業の連携した活動によって、地域社会に広く貢献し、同時に企業も発展することをめざしています。

**現在、約110万社の会員企業
41都道県に442の会を擁する団体です!**

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者のみなさんを支援する全国組織、それが法人会です。

あなたに近く、社会と広く。新しい時代の経営者のために、様々な活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての活動はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また、税の啓発活動やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…
これが法人会です。

**さまざまな業種の人との出会いは
新しい仕事のつながりをうみだします。**

各地の法人会の研修会や、いろいろな催しに出席するうちに、自ずとさまざまな業種の経営者と知りあえます。自分とは違う分野で活躍される方との交流。それは、新たな事業展開のヒントを得る絶好のチャンスと言えるでしょう。また、新しい仕事のつながりができ、繁栄のキッカケがつかれます。さらに積極的な情報交換を通して、お互いに経営感覚を磨き、視野を広めることができます。

◎ご寄稿ありがとうございました。

瀧澤・染谷・佐野・白石・関永・佐藤・早川・矢作・斎藤・関山・遠藤・坂田・渡辺・松岡